

厚生労働省発健0319第22号  
令和2年3月19日

各 { 都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 市 長  
中 核 市 市 長  
公益財団法人結核予防会理事長  
公益財団法人放射線影響研究所理事長  
日 本 赤 十 字 社 社 長 } 殿

厚生労働事務次官  
( 公 印 省 略 )

保健衛生施設等施設・設備整備費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、昭和62年7月30日厚生省発健医第179号厚生事務次官通知の別紙「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、令和2年3月18日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市区町村又は医療法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分について、貴管内市区町村又は医療法人等に対する周知につき配慮願いたい。

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱一部改正新旧対照表

下線部分は改正箇所

改正後	現行
<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;"><b>保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱</b></p> <p style="text-align: center;">昭 和 6 2 年 7 月 3 0 日 厚 生 省 発 健 医 第 1 7 9 号</p> <p style="text-align: center;">最終改正 〔 厚生労働省発健0319第22号 〕 〔 令 和 2 年 3 月 1 9 日 〕</p> <p>(通則) 1 (略)</p> <p>(交付の目的) 2 (略)</p> <p>(交付の対象) 3 (略)</p> <p>(交付の対象外費用) 4 (略)</p> <p>(交付額の算定方法) 5 (略)</p>	<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;"><b>保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱</b></p> <p style="text-align: center;">昭 和 6 2 年 7 月 3 0 日 厚 生 省 発 健 医 第 1 7 9 号</p> <p style="text-align: center;">最終改正 〔 厚生労働省発健0310第5号 〕 〔 令 和 2 年 3 月 1 0 日 〕</p> <p>(通則) 1 (略)</p> <p>(交付の目的) 2 (略)</p> <p>(交付の対象) 3 (略)</p> <p>(交付の対象外費用) 4 (略)</p> <p>(交付額の算定方法) 5 (略)</p>

改正後					現行				
第 3 表					第 3 表				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
感染症検査機関	設備費	次により算出された額の合計額 (1) 次世代シーケンサー 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (2) リアルタイムPCR装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (3) 等温遺伝子増幅装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数	感染症の検体検査に必要な設備を購入するための備品購入費	2分の1	感染症検査機関	設備費	次により算出された額の合計額 (1) 次世代シーケンサー 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (2) リアルタイムPCR装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (3) (新設)	新型インフルエンザ患者入院医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費(消耗品費)及び備品購入費	2分の1
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関	設備費	次により算出された額の合計額 (1) 次世代シーケンサー 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (2) リアルタイムPCR装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (3) 等温遺伝子増幅装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数	感染症の検体検査に必要な設備を購入するための備品購入費	2分の1	新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関	設備費	次により算出された額の合計額 (1) 次世代シーケンサー 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (2) リアルタイムPCR装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (3) (新設)	感染症の検体検査に必要な設備を購入するための備品購入費	2分の1

改正後

第 4 表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
新型コ ロナウ イルス 感染症 の検査 を実施 する機 関	設備費	次により算出された額 の合計額 (1) 次世代シーケンサ ー 厚生労働大臣が必要 と認めた額×台数 (2) リアルタイムPCR 装置 厚生労働大臣が必要 と認めた額×台数 (3) 等温遺伝子増幅装置 厚生労働大臣が必 要と認めた額×台数	新型コロナウイルス 感染症の検体検査に必 要な設備を購入するた めの備品購入費	定額

以下、(略)

現行

第 4 表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
新型コ ロナウ イルス 感染症 の検査 を実施 する機 関	設備費	次により算出された額 の合計額 (1) 次世代シーケンサ ー 厚生労働大臣が必 要と認めた額×台数 (2) リアルタイムPCR 装置 厚生労働大臣が必要 と認めた額×台数 (3) (新設)	新型コロナウイルス 感染症の検体検査に必 要な設備を購入するた めの備品購入費	定額

以下、(略)